

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 22 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

平成 25 年 8 月に法人委託事業者が本人に NHK 放送受信契約書を取り次いだ件に関して、本人より、「NHK 松山放送局営業推進部が本人への謝罪文では、平成 25 年 8 月 22 日の NHK ふれあいセンター（営業）の本人の代理人からの通話記録の存在を確認し認めていたのに、NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会には当該通話記録が存在しないと説明した理由がわかる文書」の開示の求めがあった。

NHK は、開示の求めの文書は存在しないため開示することができないとした。

これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示とした NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 10 月 27 日（第 203 回審議委員会）個人情報第 22 号諮問、審議

11 月 7 日（第 204 回審議委員会）審議、答申